

Title	一三一年の「Lords Ordainers」について
Sub Title	The ordinances of 1311 : a study in administration in the reign of Edward II
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.498- 521
JaLC DOI	
Abstract	The Reign of Edward II has attracted a great deal of attention from the administrative and the constitutional standpoints. Many aspects of this reign have received consideration by eminent scholars. But unfortunately although many scholars have presented their conclusive views on this reign, it can hardly be said that they have come to any substantial agreement, even in their interpretations of the place of this reign in the whole course of English constitutional and administrative history. Especially on the reform movement of the Lords Ordainers of 1311, four principal investigators have adopted views that cannot be thought to be compatible with each other. The safest way of approaching this problem is, the writer thinks, to examine closely as much of its sources as possible. After careful examination of these sources, he describes how the Lords Ordainers were led to impose the Ordinances of 1311 upon Edward II and tried to analyse the contents of these Ordinances. His conclusion is that the Lords Ordainers did not attempt to establish a kind of "Ministerial" System of government in place of so-called "Household" System, but they intended only to expel the self-seeking advisers from the royal government. Therefore, this baronial reform movement was the same as those of the thirteenth century in its aims.
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0502

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一三二一年の「Lords Ordainers」について

森 岡 敬 一 郎

Edward II の治世に關しては、先に、「ヨーク條令」に關聯して、國制史上に於けるその意義について少しく卑見を公にしたが、その際、觸れ得なかつた點について、改めて私見を述べさせて頂きたいと思ふ。

先にも述べた如く、政治の表面に關する限り、彼の治世は、全く悲惨なものであつたと言へよう。對外的には敗戦、對内的にはパロンズの叛抗、最後には彼自身が弑せられる悲命に陥つたのであるが、Edward I による改革の跡を受けた彼の治世には、底流として重大な力が働いて居り、彼の失政や失敗の内には、前代の強力な革新的なものと反動的な勢力との衝突が認められるのみならず、その間を縫つて來るべき安定した體制への模索が續けられてゐたことは、否定し得ぬ所である。多くの歴史家によつて、この時代が研究の對象として取上げられてゐるのも、こうした意味からに他ならない。

混亂期の常として、ヨーロッパの先學の研究に於いても、この時代の評價は、極めて區々であり、我々初學の徒に就く處なからしめるが如き感を與へる。我々にとつて最も健全な途は、可能なる限り史料に則しつつ、先學の研究を彼我照合し、攻究を加へて行くこと以外にはないように思はれる。以下、この治世の前半に發せられた一文書を中心とし

て、かかる文書を生み出すに至つた歴史的経緯に觸れつつ、その文書の歴史的意義に検討を加へんとするのが、小論の意圖である。

—

先づ、最初に一三二一年の所謂「Ordinances」の生れた歴史的経緯について述べなければならない。

イギリス封建國家が Edward I 治下に一大變容を遂げたことは、周知の事實である。この變化が極めて根本的なものであつたことも疑を容れる余地のない處であり、正に J. E. A. Joliffe 教授が、「政治的封建制度からの離脱」「議會的王制の成立」として捉へてゐる如く、一つの劃期的な意味を有するものであつたことは、既に何人も疑はざる處である。

しかし、かような根本的變革は、從來の秩序、體制の下にあつて、特權的地位若しくは既得の權益を享受する諸勢力との摩擦を伴はざるを得なかつたのも事實であり、英邁にして強力な國王 Edward I にしても、こうした抵抗を完全に阻止・沈黙せしめ得ることは不可能であつた。即ち彼の治世の末年には、既にかかる不安の兆候の蠢動しつつあることを看取し得るのである。

しかるに一三〇七年 Edward I 歿後、王位に即いた Edward II は、政治的手腕に於いても、又人物に於いても、Edward I とは比較し得ざる無能な國王であつたために、抑壓せられてゐた勢力の叛抗的行爲が、著しくなつて行つたことも當然であつた。更に新國王 Edward II 自身、治世の頭初に當り、前國王時代の側近を、政治の中心人物であ

つた Walter Langton を初めとして、拒けてゐることは、彼自身、意識的に、前代の強力な集權體制からの離脱を意圖してゐたかも知れないが、又一方に於いては混亂を招く一助ともなつた。こうした國王の融和的態度——それが政治的識見に基いて取られたものか否かは別として——は、バロンズとの關係を良好ならしめたことは勿論であり、彼の治世の初年には、國王とバロンズとの提携が進められ、明るい前途をも思はせるものがあつた。⁽²⁾

Walter Langton その他の前國王時代の側近に代つて、國王の周邊にあつて國政の樞機に參畫したのは、Edward I が皇太子時代からの寵臣達であり、その中心人物は、Gascony 出身者である Peter (Pier) Gaveston なる人物であつた。バロンズとの協調の明るい見通しも、Peter Gaveston の恣意的な國政運用と、國王の彼に對する偏愛を契機として崩れて行くことになつた。しかし、この背後には、前代の強固な集權的政策の破綻の累積もあつたことも考へなければならぬ。⁽³⁾ こうした點から見れば、Edward II の即位の當初に行はれた大臣の交替も、かかる不安定の表現とも見ることも出来る。ともかくも、王とバロンズとの對立反目は、Peter Gaveston なる人物を軸として、次第に大きくなつて行くのである。

國王が Gaveston 排撃を前にしても、再三彼を擁護したことは、バロンズ陣營の統一強化を導き、遂に一三〇八年には、バロンズは、強硬に國王を壓迫し、Gaveston の國外追放を行はせることに成功したのである。

しかし翌年には、國王は、國王の政府の肅清を要求するバロンズ側の要求である所謂、⁽⁴⁾ “Stanford Articles” の承認と引換へに、バロンズから Gaveston の歸國の承認を得てゐる。

しかし Gaveston は、追放によつて何等學ぶ處なく、再びバロンズ蔑視の傾向を強く現はして來た。かくて諸侯の

統一は、再び強化され、彼等の手によつて、王國の改革を要求する請願が議會に提出せられた。この請願は、大諸侯、バロンズ及び王國內の最も賢明なる人々の手によるものであり、王國の即時の改革の必要なること、國王は、不適切な助言によつて國家に大きな損害を與へたこと、國土及び國庫の貧窮を來たした事、教會及び一般人民に對して不當な搾取を行つて來たこと、又スコットランドに對する戰爭失敗の責任、對スコットランド戰のために徴收せられた税金が徒らに費消せられたことなどが非難されてゐる。

國王は、この請願の結果として、一三一〇年三月十六日、*Letters patent* により、國王自身の「自由意志に基いて」(*de nostre franchisevolunte*)、高位聖職者、高級諸侯、バロンズに對し、一三二一年のミカエルマスまでの間に、「高位聖職者、高級諸侯、バロンズ、及びかかる任務に堪え得る人々」が、「正義と理性」に従い、「王室及び我が國の在り方」(*l'estat de nostre hotel et de nostre royaume*)を決定する權能を賦與してゐる。

その翌日、高位聖職者、高級諸侯及びバロンズは、國王に書簡を送り、彼等及び他の人々の間から、かかる任務遂行に適當な人物を選ぶこと、又國王の不利益を生ぜしめないことを約束してゐる。⁽⁶⁾

五月二十日から選舉が始り、聖職者が二人の *Earl* (*Lincoln* と *Pembroke*) を、*Earl* が二人の司教 (*London* と *Salisbury*) を選び、この四人が二人のバロン (*Hugh de Veer* と *William le Marshall*) を選び、この六人の委員によつて残余十五人の「*ordainers*」が選ばれた。こうして二十一人の「*Lords Ordainers*」が生れたのである。⁽⁷⁾

これらの所謂「*Lords Ordainers*」は、「教會の權威と利益」、「國王の權威と利益」、又「人民の利益」のために、「正義と理性と戴冠式の誓文」に従ひ、王國の改革案を作成することを誓つてゐる。これらの「*Ordainers*」は、急進

的な Earl of Lancaster を中心として、上記の「改革案」の作成に當つた。この間、國王は、北方に於いて對スコットランド戦争を行ふ一方、バロンズの攻撃に對しては、Gaveston の保護に努力してゐる。しかし、やがて「改革案」作成も完了し、國王もバロンズ側の幾回かの要求の後、八月十六日 Westminster に於いて、議會を開催することに同意した。

かくて、上記の「改革案」は、九月二十七日、即ち、「Ordainers」に許された活動期間満了の二日前に、Salisbury の司教により、高級聖職者、若干の大諸侯、バロンズの前に開陳せられ、十一月十日には、國王の Great Seal が印せられて、全土に公布された。これが「一三二一年の Ordinances」と稱せられるものである。次にその内容について、少しく検討を加へて見たい。

註

- (1) この點では、彼が従來の「戴冠式の誓約」に変更を加へた事實が注目されなければならない。しかしこの問題については、後日稿を改めて論じたい。
- (2) 又バロンズの側からしても例へば代表的なバロンズが國王の寵臣 Peter Gaveston を Earl of Cornwall とするのと同意してゐることなど、兩者の接近が認められる。
- (3) 前代の過度の強力政策の破綻は、財政上の負債の激増と行政上の混亂となつて現はれてゐる。(Tout, Chapters in Mediaeval Administrative History, Vol.II, p.192.)
- (4) かかる統一意識の強化は、Mirror of Justice に數多く見出される實例から推測し得る。
- (5) 實體的には、一三〇〇年の Articuli super Cartae の繰返しであつた。
- (6) このバロンズの書簡は Monumenta Guildh. Lond., Vol.II, Pt.I, pp.200~202. に在る。

この請願の末尾に「Par quei, Sire, voz bons gents vous prient umblement, pur savacion de vous et de ceux, de la corone, Ia, quele il sunt tenuz a meyntir pur leur ligeance ge vous voillez assentir a eux, ge ceux perilz et autres peussent estre oustez et redresces par ordynance de votre Barnage.」云々

これらの手紙に署名してゐる人々は次の如くである。聖職者としては、Canterbury 大司教、Wincheleoy を初め、London. Lincoln, Salisbury, Winchester, Exeter, St. David's の各司教、又 Earls として、Gloucester, Lancaster, Lincoln, Hereford, Richmond, Pembroke, Warwick, Arundel の各 Earl、トロンベ、クラン、アムンデル、ヘリ、デ、ランカスター、ヘンリー、デ、ペルシー、ヒュー、デ、ヴェア、ロバート、デ、クリフォード、ロバート、フィツ、ペイン、ウィリアム、レ、マーシャル、ジョン、ラヴ、エル、フィツ、ウィリアム、ペイン、ティベト、ジョン、ボテト、バートル、メウ、デ、バド、レス、メア、ジョン、デ、グレイ、ジョン、デ、クロムウェル の如き代表的人物全てを含んでゐた。

- (7) 聖職者七 (Canterbury の大司教、London, Salisbury, Chichester Norwich, St. David's, Llandaff の各司教)。
Earl 八人 (Gloucester, Lancaster, Hereford, Lincoln, Pembroke, Richmond, Warwick, Arundel)。
Baron 六人 (Hugh de Veer, William le Marshall, Robert fitz Robert, Hugh de Courtney, William Martin, John de Grey)。

二

この「Ordinances」は、四一ヶ條からなり、他の中世文書の如く、配列に統一を缺き、又内容も必しも明瞭ではない。次にその内容を簡単に紹介して見よう。

先づ冒頭第一條には、教會の特權の擁護と尊重が述べられ、次いで國王の平和の維持(第二條)、王の財政状態の健全化(第三條)、關稅の取扱から外國人を排除すること(第四條)、Magna Carta の遵守(第五條)、等が述べら

れている。

しかし、當時の人々の眼に最も重要⁽¹⁾と思はれたのは、制度の改革に關する條項よりも、國家の要職を占めるか又は國家的に大きな發言力を發揮してゐた「人」に關する問題であつた。即ち國王の側近にあつて、國王に對し正しからざる助言を以つて國王を誤りに導いたと考へられた人々の排除の要求が、當時の人々には、最も重要な條項と看做されてゐたのである。

このような人物の第一として「Ordnainers」に考へられたのは、上述の Gaveston であつたが、これと並んで政治的分野に活躍したものとしては、Beaumont 家、財務方面に於いては Friscobaldi 家があつた。Gaveston に對しては數多くの非難が浴せ掛けられ責任が追求されてゐる。例へば、國王の財政紊亂に對する責任、彼の行つた王權侵害、又不當なる助言によつて國王をバロンスとの協調體制から逸脱せしめたことの責任、行政上の紊亂に對する責任、バロンスの同意なくして對 Scotland 戰を開かした責任等が擧げられ、最後に彼の永久追放が要求されてゐる（第二十條）。これに比べれば、Beaumont 家⁽²⁾は、政治上に占める位置も低かつただけに、加へられた非難も激しくなかつた（二十二・三條）。Friscobaldi 家に對する非難には、彼等外國金融業者の活動によつて生じたイングランド國內の財政、經濟上の混亂に對するバロンスの傳統的な反感が現はれてゐると言つてよいであらう。

又、重要な職務、例へば、Chancellor, 主要な裁判官、Treasurer, Chancellor and Chief Baron of Exchequer, the Steward of the Household, the Keeper of Privy Seal, Chief Keeper and Controller of the Wardrobe, Chief Keeper of the Forest and South of Trent の任命には、バロンスの同意を必要と

することが規定されてゐるが、これは、上述の「國王の側近から好ましがらざる人物の排除」を目的とする諸條項と共に考へられるべき問題であり、これらによつて、國王の恣意を排し、國政に對してバロンズの協力體制の確立を目指すものであつたことは否定出來ない。

これと關聯して擧げらるべきは、Privy Seal の使用制限である。これは、Great Seal とは異り、國王の自由に使用し得る印璽であつたが、王の保護狀、特赦狀、その他が、この印璽によつて多數發せられてゐたこと、又、この際に、「好ましがらざる人々」の助言のために、司法上の混亂と王權に對する損害を招いたことに對する處置であつた（第二十八條、第三十七條）。

次に考へるべきものは、行政機構の改革に關する諸條項であるが、この内第一に擧げられるのは、Exchequer の改革に關するものであらう。しかしこれは、内容的には手續上の改革に關するものにとどまり、能率の増進を圖る以外の意味を持つてゐなかつたと言はれてゐる。しかし、行政改革の諸條項を全體として見れば、Exchequer を財政の中心とし、Tresuary を行政の中心、又、全ての文書發行の中心として、整備をはかり、バロンズと協調體制の確立に努めてゐることは、窮知ることが出来る。Exchequer 裁判權の縮限の努力などは、この點と關聯して考へらるべきである。

最後に觸れるべきものは、國王王室諸機關に關する條項である。所謂“Household”に關しては、① Wardrobe の長は、バロンズの同意を以つて任命されるべきこと、② Steward は、Common Plea の裁判を行ふことが禁ぜ

られたこと、⁽¹⁾ Wardrobe が Exchequer を經由することなく收入を得てはならないこと、又、Privy Seal は、依然として、Household 内に置かれるが、別にその Keeper を定むべきこと、などが規定されてゐる。

註

(1) 例ぐば Acut. Bridl., pp.40~41. Chron. Lanerc., pp.193~4, Chron. Mon. de Melea, Vol.II, p.326. など。

(J. Conway Davies; The Baronial Opposition to Edward II, p. 369, N. 7. など。)

(2) これは當時宮廷に勢力を張つてゐた Henry de Beaumont とその姉妹であつた Lady de Vescy に對するもの。所領の不正獲得に對する還附の命令、國王の顧問團からの追放、公式の場所以外では國王に面會することの禁止などが規定されてゐる。尙 Lady de Vescy に對しては、國王に法に反する writ を多數 Privy Seal によつて發行せしめたことが非難されてゐる。

三

以上が「Ordinances」の内容の要旨と思はれるものであるが、しからば、この「Ordinances」及び、それを生み出した「Lords Ordainers」は、歴史的にいかなる意味を持つものと考へられるべきであらうか、この點について少しく考究を加へて見たい。

「Lords Ordainers」の運動は、上述の如く、國王に對する武力的反抗をも伴ひ、かつまた、その要求する處も、行政（廣義）の全領域にわたり尖鋭な性格を有するものであるために、歴史家の注目を惹くことも多く、「近代的内閣制樹立の意圖」を見ようとする J. C. Davies⁽¹⁾ 説を初め、幾多の説が林立し、その間の懸隔の著しいものがある。我々としては、S. B. Chrimes⁽²⁾ の言を處に従ひ、今一度事實そのものに歸つて「Ordinances」によつて事實としてい

かなる變化が行政上に加えられたかについて検討を加へることが最も健全な方法であるように思はれる。このためには、先づ、この時期以前の行政制度の變遷について簡単に述べる必要があるであらう。

大體、中世に於ける廣義の行政が、全て國王を中心として國王の顧問會議 (curia regis) によつて行はれたものであつたことは申述べる必要がないであらう。本來、全ての行政上の諸問題は「curia regis」に於いて解決さるべきものであつたが、漸く、處管事務の複雑し、又複雑化するに従ひ、「curia regis」の内部に職務分化が行はれて來た⁽³⁾。

十三世紀中葉頃には、主として財務を行ふ Exchequer⁽⁴⁾ 文書を司る Chancery、又裁判所が獨立し、又、國王の移動と行を共にすることはなくなつて一定の場所に定着して來る。一方、處管事項分化、機能分化に伴ひ、事務遂行上の一定の方式が成長し、國王意志といへども慢りに亂すことを得ざる一定の慣行が生じ、國王意思の執行機關の整備と各部署の國王の意思からの疎縁化によつて、それらはやや獨立化し、國王意思は反つて拘束を加へられる結果となつた。しかしこれらの比較的獨立化したと考へられる部・局としても、その職務の執行は、國王の委任によつて行はれたのであつて、獨立化・客觀化の事實を余りに強調して考へることは誤りであらう。これらの部・局の官吏とても、國王のより側近にあつて、國王の巡幸と行を共にして移動する Wardrobe⁽⁴⁾ や Chamber⁽⁵⁾ 即ち所謂 Household (hostel, domus) の諸職との間に大きな相異を見ることは出来なかつたと言つてよいと思はれる。要するに先に述べた Exchequer, Chancery, Treasury の如き機關にしても、處管事務の複雑化、又社會の安定に伴つて要請されて生じて來た職務遂行の客觀化が或程度行はれて來たものであつたに過ぎず、複雑な構構の中心としてこれを動かして行くものは國王の意志に他ならず、國王の自由意志を除いては、機構自體の活動は停止してつゝ。この國王を助けるものとして、國王の顧問の

意義が重要となるのである。即ち、國王は、自らの意志に従い、諸々の人物、例へば前記諸官廳の高級職員その他、要するに信頼すべき人々に私的に意見を徴したのである。これが King's Council に他ならない。こうして單獨或は協議の結果國王の決定した處は、或は文書により、或は口頭命令によつて、自由に諸部局に命令されたのであつてこうした意味に於いて、國家行政は國王意志に左右される處は依然として大きく、國王の私的機關としての性格を具備してゐたことは否定し得ぬ所であらう。従つて行政機關を二分して、Exchequer, Chancery, Treasury を國家的機關、Wardrobe 等を國王の私的な機關となすことは、一面の眞理をよく捉へてゐるとは考へられ得るが、兩者の相違を過度に誇張し、反つて實體を見誤らせしめる恐れなしとしないものように思はれる。⁽⁸⁾ Conway Davies は、兩者の區別を證明せんとして、幾多の事例を引いてゐるが、これらを見れば、反つて兩者の區別のなし難いことを感ぜしめるのである。

註

- (1) J. C. Davies; *The Baronial Opposition to Edward II.* (Camb, 1918).
 その他
 M. V. Clarke; *Mediaeval Representation and Consent.* (London, 1936).
 T. F. Tout; *The Place of Edward II in English History.* (Manchester, 1937).
 B. Wilkinson; *Studies in the Constitutional History of the 13 and 14 Century.* (Manchester, 1937).
 (2) S. B. Chrimes; *Introduction to Administrative History of Mediaeval England.* (Oxford, 1951), p. 154
 (3) この傾向の一般的な性格の敘述については G. T. Lapsley; *Crown, Community and Parliament in the Later Middle Ages.* 第五論文 *The Interpretation of the Statute of York.* 特二・三節。
 又所謂 "Household System" 一般については G. J. Davies 前掲書第二章 "Household System" 參照のこと。

(4) Wardrobe と Chamber の發達について略述すれば、フランスに於けると同様に、イングランドに於いても、國王の純粹に私的な用務を辯ずる機關が、古くから存在してゐた。これらの機關の最も重要な職員は Steward と呼ばれたが、此は十二世紀末には二人居たことが認められる。

十二世紀になると、上記の機關とは別に camera (Chamber) と稱する機關が現はれて来る。ここには長として magister camerarius なる職員が置かれ、又特別の金庫が設けられて、Treasury に入れられない特別の收入(國王の writ によつて特に徴收された收入、又若干の王領地からの收入など)及び國王の私的な支出とを取扱つた。この機關は、全く Exchequer から自由であつた(會計報告も行はれてゐない)。この機關が組織的に整備を見たのは、十二世紀中であり、その長官として Chamberlain が設けられたが、これは世襲的な名譽職でバロンのむしろ稱號のようなものに近かつた。

Henry II の治世までは、Wardrobe は Chamber に完全に從屬してゐた。元來 Wardrobe とは、寢室の隣にあつて、衣服や私用の金銭、文庫などを保管する部屋を意味してゐる。しかし、Henry II の時代に至ると、文書の發行保管など行政上の活動が目覺しくなる。Wardrobe の會計は、Treasury から支給され、かつ Exchequer に對して會計報告の義務があつたが、既にこの頃から軍隊の支拂は、Wardrobe の處管であつたと考へられる (Tout; Chapters; Vol. I, p. 167)。

Henry III の治世の間に、Wardrobe の重要性が増したのに對して、Chamber は、政治的にはその意義を喪つた。特に王權伸張と Wardrobe の發達とは平行的に行はれてゐる。特に注意すべきは、國王の寵臣、就中外國出身者 Peter de Rivaux, Peter de Aigue Blanche (Poitou 出身)、Peter Chaceporc, (Savoy 出身) 等の政治家の活躍は、これを根據として行はれた。したがつて一二五八年の the Baronial Reform の際には、Wardrobe の會計に間接的に制約を加へるという方法によつてではあるが、攻撃の對象になつてゐる。

(5) (補註) 本文では觸れ得なかつたが、ここに Privy Seal について述べて置く。Curia Regis の文書を擔當する部分には、Scriptores regis と稱せられてゐたが、又王の印璽をも保管してゐた。この部課は、特別の構成人員があつた譯ではなく、その主腦者 (Chancellor) は同時に Exchequer の一員でもあり、又 Wardrobe その他にも關係してゐた。しかし十三世紀前半から Exchequer と區別された獨立の機關となつた。

Chancellor は司教であり従つてバロンであつた。一方、獨立の部局として整備されて來ると、國王の意志をより迅速且つ容易に現はすために別箇の印璽が必要となる。この必要は既に Henry II, Richard I 頃から感ぜられ、署名又は Small Seal なる印璽が用ゐられて、より自由に文書を發行してゐる。これが Privy Seal なのである。これは初め Chamber に置かれたが、後に Wardrobe に移された。

(9) 「Household System」と言ふ名稱自體が、中世の人々には用ゐられたことのない言葉で、近世の歴史家の創出した概念に他ならない。中世の國家行政は國王に私的に從屬する傾向の強かつた。「Household Government」と「State Government」の區別を強調する J. C. Davies すらも「國王の行政が、全て國王の Personal Government であり」そこに二の種類の行政の區別し得ぬことを認めてゐる。

四

このような複雑化した機構の中核たる國王は、廣大な特權を與へられざるを得ない。「國王は他の何れのものよりも優越する」とか、「國王には時効がない」(Nullum tempus occurrit regi.) とか又「國王は上位者を持たない。國王を召喚することは出来ない。何人も國王に命令を與へることは出来ない。夫故に國王に對しては訟訴を提起し得ない。」⁽¹⁾とか言ふ言葉は、皆こうした國王の特殊な地位を示すものであつた。

しかしバロンの立場には、これと稍異なるものがあつた。「國王も法の下にある」とか、「この法はバロンの同意なくしては變更し得ない。」とか、「國王の命令は法以上の力を持ち得ない。」とか言ふ言葉が、Mirror of Justice の隨所に見出される。こうした主張は、バロンズが政治上の發言力を要求し、封建制の秩序の内にあつて彼等が保有してゐた諸權利の擁護を目指したものであつたことは勿論であるが、ここから更に、特に Edward I の如き王權擴張を

策した國王に對しては、かかる國王個人の行爲とは別に、パロンズの有する既得の權利を動かし難い既定のものとして含み、その埒内に於いて、しかも廣大な權限を有し且つ行使する理想的な國王の像が考へられ、これが抽象的な王權と呼ばれる概念として、國王個人とは別箇のものと思惟されることが著しくなつたとしても不思議はないであらう。⁽³⁾

事實一三〇八年の有力なパロンズの行つた宣言には、極めて注目する言葉を見出すのである。これによると、Homage と誠實義務の誓約は、國王個人に對してではなく、王位、即ち抽象的な王權に對して行はれたものであることが示されてゐるのである。即ち「Homage」と誠實義務の誓は、國王の身柄自體に對してよりも王位に對してなされてゐる。そして人々は、個人に對してよりも王位に對して結付いてゐる。そしてこのことは、王位の權威 (status coronae) が一人の個人に與へられない限り、何人にも誠實義務は屬さず又負はれることもないということの内に現はれてゐる。夫故に、もし、王位の權威に關して、國王が偶々理性によつて導かれなかつたならば、彼の臣下は、誓約によつて、國王を理性に戻し、又王位の權威を恢復する義務がある。さもなければ、誓約は守られないであらう。かかる場合には、法の形式によつてか、或は暴力によつてか、いかにして國王を (正しい在り方) に戻す方法が問はれるべきである。このような場合に、法によつて國王を導くことは不可能である。というのは、國王の裁判官に非ざる裁判官は存在しないから。このような場合に、もし國王が理性に従はうとしないならば、彼は唯その誤りを確認させるに過ぎないであらう。夫故に、もし國王が王位にとつてはそれを損ふものであり、國民にとつては有害なことを却けようとするものであるならば、この誤りは暴力によつて遠去けられることが正しいとされることになる。と言ふのは、國王は、誓約によつて人民を統治する義務を負ひ、彼の臣下 (ligii sui) は國王の授助の下に法に従つて人民を保護するやう義

務付けられてゐるから。」としてゐるのである。⁽⁴⁾この言葉によつて、抽象的な王位の觀念と、具體的な個々の國王とが區別されてゐることが理解し得る。更にまた、王位そのものに對して誠實をつくすことが、必しも個々の國王に對して服従することにはならないことが強調されてゐることをも知るのである。

更に又、一部のバロンズの間には、彼等の占めてゐる職を、具體的な國王によつて授けられたものではなく、王位そのものに對して負ふものであると考へ、國王の下す命令についても不當と思はれるものに關しては、遵守を拒否する行為に出るものがあることは、上に引用した文書の内容と關聯して、極めて興味ある處と思はれる。

註

(1) Bracton; De Legibus et Consuetudinibus Angliae (Rolls Series) Vol.I, pp.444~5.

Bracton's Notebook Vol.I. (ed. F. W. Maitland). Vol. I, p.129.

但 Dominus Rex non potest summoneri nec preceptum sumere ab aliquo cum non habeat superior se in regno suo (Vol.III, pp.127~8.)

尙 Bracton の國家觀、王權理論については、後日稿を改めて論ずることとしたらう。

(2) Mirror of Justice, pp.155, 161, 184, 188. など。(J. C. Davies 前掲書より)

(3) このことは J. C. Davies が詳細に論じてゐる處である。詳しくは J. C. Davies 前掲書 序章 を参照されたい。

(4) 以下にその原文を示す。

Homagium et sacramentum ligiantiae potius sunt et vehementius ligant ratione coronae quam personae regis, quod inde liquet quia, antequam status coronae descendatur, nulla ligiantia respicit personam nec debetur; unde, si rex aliquo casu statur coronae rationabiliter non se gerit, ligii sui per sacramentum factum coronae regem reducere et coronae statur emendare juste obligantur, alioquin sacramentum

praestitum violatur. Praeterea quaerendum est quomodo in tali casu rex reducendus est, an per formam legis vel asperitatis; per sectam legis dirigi non potest eo quod iudices non habentur nisi per regem, in quo casu, si regia voluntas rationi dissonaret nihil aliud eveniret nisi error fortius confirmatus. Quocirca propter sacramentum observandum, quando rex errorem corrigere vel amovere non curat, quod coronae dampnosum et populo nocivum est, iudicatum est quod error per asperitatem amoveatur, eo quod per sacramentum praestitum se obligavit regere populum, et ligi sui populum protegere secundum legem cum regis auxilio sunt stricti. (以下略)

五

以上の如く、國王と王權の區別が考へられ始めて來たのであるが、一方に於いて國王の行政は、いかように行はれてゐたであらうか。

Edward I 治下に行はれた王權伸張政策の遂行に當つては、先に述べた Exchequer, Chancery, Treasury の如き、比較的國王から獨立性を有した機關よりも、國王の側近にあつて、より私的な機關たる Household を行政の中心として利用する傾向が強かつたのであつた。⁽¹⁾ この時期に於いては、今尚 Chamber は、財務機關としては、或る程度の收入を取扱つてゐたとしても、尙夫程の重要性を有してゐなかつたことが、一二七五年の The Ordinance of Westminster に於いて Chamber の職員たる Chamberlain について觸れる處のないことから知り得るが、Wardrobe の發達は著しいものがあり、正に政治の中心となつてゐた觀がある。これは單に Edward I の治世に限ら

れる處ではない。Henry III の時代にも既に認められる。即ち Savoy, Provence, Poitou 出身の國王の寵臣の國政獨占は、彼等が Wardrobe の官職を占めることによつて行はれた。即ち國王はその私的顧問を Wardrobe の職に任じた。同様に Edward I 治下に於いても、國王の忠實な手足となつてその意志の實現に努力した有能な私的顧問は、大部分がこの Wardrobe に職を得てゐたのである。⁽²⁾ 又更に此等の人々の多くは、Edward I 治下に於いては、上述の所謂「國家的機關」の樞要の地位をも兼有し、これによつて Wardrobe は國家行政の文字通り中核となつてゐた。例へば Wardrobe の重要な職員の一入であつた Walter Langton は、同時に Exchequer を支配し、同じく Burnell は Chancery を支配してゐたが如きである。こうして側近にあつて國王と密接な結付きを有し、國王の意志を比較的従順に聽く人々を行政の要所に据え、かつ、彼等を Wardrobe なる一の機關にまとめ、その行動の聯關性を保持させ、かくして行政各部署の有機化が維持された譯である。要するに Edward I の偉大なる事業は、國王の私的機關としての性格の最も濃厚な機關を中核として推進されたのである。

Edward II の治下に入ると、初期のパロンの協調時代があつたが、やがて Gaveston の側近政治が始ると、彼等が Wardrobe を利用して行つたことは、前代と些かも異なる處はない。しかし、Edward II 治下にあつては、國王の側近にあつた人物が Edward I のそれよりもはるかに質の悪いものであつたことが問題であつた。

従つて、「Lords Ordainers」の改革要求が起つた時、その鋒先が Household に向けられたことは當然であつた。

註

- (1) 「Household」の活動については、前節註 をも参照
- (2) Charles Petit-Dutaillis, *George Lefevre; Studies and Notes Supplementary to Stubbs's Constitutional History* (Manchester, 1930) p. 387. (尙「一般的に pp. 348~405.)
- (3) Edward I 時代の行政の運営を知ることはこの點で示唆する處が多いであらう。當時の Wardrobe は行政官の養成所であり國家行政の忠をなしてゐた。後に Exchequer, Treasury, Chancery の重要な職員となつたものは、此所で養成された。且又、彼等の大部分は比較的卑賤な生れであつた。更に Wardrobe の職員 (Knight が大部分) は、國王側近の私的顧問團の大部分を形式してゐた。彼の治世に、行政の運営に統一を與へてゐたのも Wardrobe である。Burnell は、Wardrobe を主宰すると同時に、Chancery の長である Walter Langton は、Exchequer と Wardrobe とを同時に主宰してゐる。

六

次に「Ordinances」はいかなる形で實現されたのであらうか。

その一部が國王の反對の意志にも不拘、實行に移されてゐることは明らかに認められる。即ち一三二一年十月九日には、Scotland 及び Ireland に於いて許可された全ての特許が無効とされ、又同日 Beaumont 家に與へられてゐた Man の領地を舊領主の手に還附すべき writ が國王と全 Council によつて發せられてゐる。又十月十一日には、前年三月一六日以降許可された土地の王權への沒收の細かい命令が發せられてゐるが、その内容を見るに、沒收せられた土地は、殆んど Gaveston, Beaumont 等の國王の寵臣の土地であつた。一三二一年一〇月二三日には、國王の Council は、Despencer に與へられた John of Adam に對する後見權を停止してゐる。この他、二三の特權の廢止が見ら

れる。以上はバロンズの壓力によつて實現された所であつた。

次に「Ordinances」の重要な條項である官吏の任免に關しても、バロンズの影響は大きな力を發揮しては居なかつたらしい。例へば、「Ordinances」の發布せられた後暫時の間、即ちバロンズの勢力の最大であつたと思はれる期に於いてすら、Trent以南のKeeper of Forestの任命の場合にも、先に任命が行はれ、バロンズは事後承諾を與へたに過ぎなかつた。

又國王は、Walter Langton—Edward I時代の重要な官吏（上述）——を再びTreasurerに任命せんとしたのに對し、バロンズは一致して反對し、別に彼等の推す候補者の任命のために運動したが、これには成功せず、僅かにLangtonの任命を阻止し得たに過ぎない。

Privy Sealに關しても、このKeeperの任命に關與することを定めることによつて、Privy Seal（編註）の使用に制限を加へることにとどまり、これを完全に國王の下から引離すには成功してゐない。これは先に述べた如く、國家行政が國王を中心として行はれて居り、彼の意志の表示なくしてはその機能の圓滑化が妨げられる以上、國王と常に行を共にする印璽が必要であり、かくすることは不可能であつたであらう。

以上見た如く、「Lords Ordainers」の活動の最も盛んであつたと思はれる時期に於いてすら、彼等の活動は意外と思はれる程弱いのである。このことは、「Lords Ordainers」の目的をHousehold的行政體制の打破にありとする點に於いて、最も徹底した立場を取るJ. Conway Daviesすらも認めざるを得なかつた處であつた。

しからばこうした事態は、バロンズの積極的意志にも不拘、國王の實力に屈した結果として現はれたものであるのか、

或は、本來の「Lords Ordainers」の主張の内に既にかかる事態を招來すべき要因が内在してゐたのか否かが問題となるように思はれる。

七

それには、先づこのバロンズの叛抗運動の發端をなすと見られる一三〇九年のバロンズの請願——此が上述の所謂「Stanford Articles」を生むことになる——に戻つて見る必要があらう。

この請願の内容については、既に Stubbs が優れた分析を行つてゐるが、それによれば、(一)、食糧調達官吏の横暴、食糧品の不正沒收、(二)、輸入税、特にこれが外國人の所得となること、(三)、貨幣の質の低下、(四)、(五)、Steward と Marshal によつて不當に行使される裁判、(六)、請願をより圓滑に處理するための機關の不充分なこと、(七)、市場に於ける搾取、(八)、writ of protection の濫發のために裁判が遅延すること、(九)、罪人に赦免狀が賣られること、(十)、國王の城守が普通法上の裁判を行ふこと、(十一)、國王の escheater の權限逸脱行爲、であつた。⁽¹⁾ ここには、個々の國王の行爲に對する非難はあるが、根本的原理なり、又、制度そのものとしての改革が何等考へられてゐない。

更に一三一〇年のバロンズの叛抗が當時の人々の眼に映つた最も顯著な性格は、Gaveston の歸國に對する憤滿であり、王國の一般的狀態に對する根本的改革は第二義的な意味しかなかつたようである。⁽²⁾

第二に「Lords Ordainers」の行動そのものについて、その活動は一三二一年のミカエルマスまでと定められてゐる。

ることである。又、彼等が繰返してゐる處の言葉（五二九頁に述べた）ことは彼等の意圖をよく示してゐて極めて重要である。

要するに彼等にとつては、あくまでも、政治上の不正なる助言者を排除することにその主たる努力が費されたのではなかつたのかと思はれる。この點で Stubbs の如くバロンズの一二五八年のバロンズの要求と性格上軌を一つにするものがあつたとすることも肯へて誤りではないと言はざるを得ない。⁽³⁾

上述の如く、「王權」と「國王個人」とは區別される思想がバロンズに懷れてゐたことは否定し得ず又重要視すべきものではあるとしても、彼等の意圖する處は、國王の個々の不正を匡し、個々の不正の由因を排除するに留つたのであつて、行政制度そのものの根本的な否定には到つてゐないことが注意されなければならない。この意味で、國王の不適當なる助言者の排除は、彼等の第一の關心であつたらうし、これが時人の眼にも彼等の要求する中心點と看做されたのは當然であつたと思はれる。

そこには Household System の否定はない。唯、「國王」との正しい「協力」體制への復歸の要求があつたのである。この意味に於いて、Stubbs の考へる如く⁽⁴⁾、一三二一年の「Lords Ordainers」の運動を一三世紀のバロンズの王權反抗の運動と同一性格のものと想定し得るのではあるが、又、一方に於いてその要求が、單に「王と人民」との協力體制の確立と言ふ目的を謂はば、政治的領域に於ける要求たるに留らず、著しく行政の諸領域にまで侵出せしめて來てゐることは見逃すことは出來ない。この意味で J. Conway Davies 等の言ふ、「國王の Personal な行政機構からの離脱」の意圖をそこに讀取らうとすることは、重大な意味を持つものと言はざるを得ない。例へば一二五八年

のバロンズの要求と比較する時、明らかに「行政」への彼等の關心が昂つてゐることは否定し得ない。従つて、S. B. Chimes の正しくも指摘するように、一三二一年の運動は正に、「行政」を繞つてのイギリス史上、最初の國王對バロンズとの斗争であつたと言つてよいであらう。⁽⁵⁾これは、先述した如く、Edward I の中央集權化の努力を経て、當時までに、國家制度の整備と進化が相當實を擧げ、バロンズが既得の權利を保持し得る國家體制を維持せんとする場合には、單に國王の側近にある官吏の任免に發言權を得る以上のものを持たざるを得なかつたからであつた。

しかもここに注意すべきは、一二五八年には見られなかつた「議會」への關心がバロンズの間を高まつて來たことである。

例へば、開戦の決定は議會内のバロンズの同意を以つて行ふべきこと（第九條）、不當な國王の writ は、議會内のバロンズの同意を以つてのみ取消し得ること（第七條）、國王の行政機關の主要な職員の任命には議會内のバロンズの同意を以つて行ふこと（第一四條）、又、請願を處理するための委員會を議會内に設置する要求を行つてゐること（第四〇條）などは、「議會」に對する彼等の關心の強くなつて來てゐることを示してゐる。⁽⁶⁾かくの如き「議會」の活動を見るに、それは全て、單に「國王の側近」の任免に關するのみではなく、彼等の行爲そのものに對しても、一定の規矩を設け、行政行爲が、一定の體制の維持を困難ならしめること、或はそのような體制を破壊せんとするのを阻止せんとするために生れたものであることは言をまたない。それは或る意味では、立法院の行政府に對する優越性の主張の源流と見ることは可能であり、こうした動向と、上述した「王權」と「國王個人」とを區別する思想とを結付けて、バロンズの意圖する處が、「國王に奉仕する行政制度」に代つて「國家的利益に奉仕する行政制度」の建設にあつたとするこ

とは、尙問題があるようである。彼等は、行政の分野にまづ發言を行はうとしたとはしても、これが直に「制度的變革」という意味でのものではなかつた。既に論じて來た如く、根本的な機構改革の意圖はない。この後に於いても、イギリスの國家統治は依然として、「國王の Household System」を通して行はれた。國王を取巻く顧問團の行政分野に於ける活動は、この後一三二二年の王權恢復の後とは言へ更に擴大強化され、所謂「Administrative Council」の形成を見るに至ることは、既に周知の處であらう。これは時代の要請であり、又時代に則する唯一の統治型態であつた。彼等の意圖する處はしからば何であつたか。それは要するに、「國王」を中心として、「國王」に服する「行政機構」を制度的に、根本的に改革するのではなくして、そのような「制度」を彼等の理想とする社會體制に合致するが如く機能せしめることに努力したにとどまつたと言ふべきである。ここに、一面に於いては、著しく急進的な思想を表明しつつも、現實の行動に於ける著しい不活潑性が生じたのであつた。更にこの根柢には、封建社會内に於ける中央權力とパロンズ即ち封建貴族との相對的關係の問題が秘められてゐると見ることも可能であらう。

要するに、一三一一年の「Lords Ordainers」の運動は、破綻せんとする政治社會に對して、封建貴族の側から提出された解決策であり、正に國王の側からする解決策たる「Statute of York」と對比さるべきものである。しかしこのような對立、混亂を通して、次第に近代イギリス政治社會への模索の續けられてゐることを我々は認めなければならぬ。

註

- (1) Constitutional History, Vol. II, p. 338.
- (2) Vita Edwardi Secundi (ed. by N. Denholm-Young) pp.8~13.
- (3) B. Wilkinson, Studies. Chapter X.
- (4) Stubbs, Constitutional History, Voll. II. p. 339.
- (5) S. B. Chrimes, Introduction, Chp. V.
- (6) B. Wilkinson, Constitutional History, Vol. II. p. 119~120.
- (7) B. Wilkinson; "The 'Political Revolution' of the Thirteenth and Fourteenth Centuries in England"
Speculum, XXIV (Oct. 1949), p. 504.
- (8) 「Ordinances」のPrivy Sealに就いて J. H. Trueman; "The Privy Seal and English Ordinances of 1311." Speculum, XXXI (Oct. 1956), pp. 611~25 参照せよ。